

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第7節 新設	(新設)	第7節 アーカイブ共有オプション（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第28条（利用条件） 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。 2. 本オプションサービスは、無償とします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	第29条（免責） 1. 本オプションサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因または関連して利用者または第三者に生じる結果および損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。 i. アーカイブを共有するアカウントの利用者（以下、本節において、「相手方アカウント利用者」といいます）への共有キーの提供および管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知および関与しないこと。 ii. 共有キーを入手した者は、利用者の利用者データにアクセスし、複製することができること。 iii. 相手方アカウント利用者または第三者と利用者との間で、本オプションサービスの利用に起因または関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	第30条（禁止事項） 1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。 i. 第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為 ii. ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を共有する行為	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
		(以下、節番号および条番号が繰り下がります)	
第10節 第58条	第58条（解約） 1. 基本約款第29条第4項および本約款第6条の定めにかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. (略)	第61条（解約） 1. 基本約款第29条第4項および本約款第6条の定めにかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. (略)	・Trend Micro Deep Security as a Service™の解約条件を変更いたします。
第14節 新設	(新設)	第14節 FortiGate 仮想アプライアンス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第74条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、Fortinet, Inc（以下、本節において「ライセンサー」といいます）が提供するFortiGate 仮想アプライアンスを、本基本サービス上で利用できるサービスです。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	第75条（個人情報の提供） 1. 当社は、本オプションサービスの提供のために当社が必要と認める範囲で、利用者の個人情報を、ライセンサーの代理店である図研ネットワークエィブ株式会社（以下、「代理店」といいます）に対し提供することができ、利用者はこれに同意するものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	第76条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「Fortinet Product License Agreement / EULA and Warranty Terms」を遵守するものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	第77条（解約） 1. 基本約款第29条第4項および本約款第6条の定めにかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. 本基本サービスの利用契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続きによるものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	第78条（サポート） 1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社および代理店またはライセンサーが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	第79条（サービスの内容の変更または廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散もしくはFortiGate 仮想アプライアンスの内容の変更または廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更または廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更または廃止、ならびに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	第80条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文中を追加いたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、2019年9月12日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2019年11月21日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、2019年11月21日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2020年2月27日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。
新設	(新設)	第2条（Trend Micro Deep Security as a Service™ 解約の特則） 第61条第1項の規定にかかわらず、Trend Micro Deep Security as a Service™ の利用契約を2020年2月27日より前に締結した利用者は、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、当該利用契約を解約することができます。	・Trend Micro Deep Security as a Service™ の解約条件変更に伴い、特則を追加いたします。